

平成 20 年度情報基盤整備事業開発保守業務に係る企画書募集要領

財団法人 日本環境協会
全国地球温暖化防止活動推進センター

1. 総則

平成 20 年度情報基盤整備事業にかかる開発保守業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2. 業務内容

本業務の内容は、別添「平成 20 年度情報基盤整備事業開発保守業務に係る業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

3. 予算額

業務の予算総額は、950 万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。
（事業実施に直接必要な経費を対象とし、それ以外は認めないものとする。）
予定価格作成時は別途調整する。

4. 参加資格

本業務が国からの受託であることに鑑み、国の規程等を準用しており、以下のとおりです。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成 13 年 1 月 6 日環境会第 9 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成 19・20・21 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、企画書等の提出期限までに、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
- (5) ウェブサイト構築・運営についての実績・知見があること及び現状の全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<http://www.jccca.org/>）の内容を把握し、維持管理する能力を有すること。

5. 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

〒106-0041 東京都港区麻布台 1-11-9 ダヴィンチ神谷町 2 階
財団法人 日本環境協会 全国地球温暖化防止活動推進センター
担当：吉田、中根

T E L : 03-5114-1281 F A X : 03-5114-1283

E メール : yoshida@jccca.org、nakane@jccca.org

(2) 受付期間及び受付方法

3月12日(水)17:00までに、メール又はFAXにて受け付ける。
なおメールの場合は担当者兩名に送信すること。

(3) 回答

3月13日(木)17:00までに、問い合わせのあった者全てに対してEメールにて行う。

6. 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

提出様式1

「平成20年度情報基盤整備事業開発保守業務」に係る企画書等の提出について(代表者捺印のこと)

提出様式2

「平成20年度情報基盤整備事業開発保守業務」に係る企画書(項目を満たしていれば様式は自由)

提出様式3

提出者の概要(会社概要等)が分かる資料を添付すること

提出様式4

配置予定管理技術者の経歴、手持ち業務等を記述すること

提出様式5

業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を記述すること

経費内訳書

本業務を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む)を記載した内訳書(積算の前提条件や算出根拠を明らかにすること)

(2) 提出期限等

提出期限

平成20年3月17日(月)17:00(必着)

企画書等の提出場所

5(1)に同じ

提出部数

各3部、ただし(1)は1部

提出方法

持参または郵送による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によること。

提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時~13時は除く。)とする。

イ 提出期限までに提出先に届かなかった企画書等は、無効とする。

ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1者あたり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- キ 提出された企画書等は、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、開示請求があった場合においては、個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等を除いては開示される場合がある。
- ク 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定等の提出を求めることがある。

7. 審査の実施

- (1) 審査は提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、提出者に遅滞なく通知する。

8. 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、契約手続きの完了までは、財団法人日本環境協会との契約関係を生ずるものではない。

契約候補者から「平成20年度情報基盤整備事業開発保守業務」について見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

なお、契約は、平成20年度のみ単年度契約であるが、平成20年度の業務実績が良好と認められた場合には、提出された企画書等を踏まえて次年度の契約を締結することがある。

以 上